

食品安全委員会第 411 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 12 月 8 日（木） 14：00～14：49

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「トリフルラリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）」について

(3) 平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域（案）について

(4) 平成 23 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 7 月、8 月分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、本郷情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料 1 農薬専門調査会における審議結果について<トリフルラリン>

資料 2 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）に関する審議結果について

資料3 平成24年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域（案）について

資料4 平成23年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について

資料5 食品安全モニターからの報告（平成23年7月、8月分）について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第411回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第411回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日は5点資料がございます。

資料1が「農薬専門調査会における審議結果について」でございます。

資料2が自ら評価案件に関するもので、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バナアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）」に関する審議結果について。

それから、資料3が「平成24年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域（案）について」。

資料4が「平成23年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について」。

資料5が「食品安全モニターからの報告（平成23年7月、8月分）について」でございます。

よろしいでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、資料1の8ページに沿って概要を説明いたします。

ジニトロアニリン系の土壌処理型除草剤である「トリフルラリン」について、農薬抄録、米国、EU 及び豪州の評価資料を用いて食品健康影響評価を実施いたしました。本剤の作用メカニズムは、雑草の分裂組織において、細胞分裂を抑制して生育を抑えるとされております。

経口投与での亜急性毒性試験は、げっ歯類1種、通常ラット及び非げっ歯類1種、通常イヌが必要となりますけれども、本剤の場合、ラットを用いた試験成績のみで、イヌの試験がありませんでしたが、長期投与では、ラット、マウスに加えてイヌを用いた試験成績が存在することから、農薬専門調査会では安全性の評価は可能と判断いたしました。

また、農薬専門調査会において評価対象外の試験と判断した試験は、44 ページの別紙1に示したとおりであります。

評価に用いた試験成績は、以下に列記したとおりです。各種毒性試験の結果、トリフルラリンの投与によって、ラットでは腎結石、腎盂上皮の過形成、進行性糸球体腎症、マウスでは進行性糸球体腎症等腎臓への影響、ラット、マウス、イヌに共通して貧血といった血液系への影響や腎重量の増加、ALP、ALTの増加などの肝臓への影響が認められました。

ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験において、膀胱の移行上皮乳頭腫、腎、この腎はもう少し詳しく言うと腎盂のことですけれども、腎盂及び膀胱の移行上皮癌並びに甲状腺ろ胞上皮細胞腺腫が増加しましたが、問題となるような遺伝毒性は認められず、また尿路上皮腫瘍の発生機序として腎障害の結果生じた尿中電解質の異常による三リン酸結晶の増加が関与している可能性、それから甲状腺につきましては、甲状腺ホルモンの減少によるTSHの増加が関与している可能性が示唆されているというようなことから、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられました。

各試験で得られました無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験における2.4 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠とした安全係数100で割った0.024 mg/kg 体重/日をADIと設定しました。

繁殖能に対する影響、それから催奇形性は認められておりません。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1に基づきまして補足の御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。下の方の7. の開発の経緯でございますように、このものは除草

剤の一種で、我が国では 1966 年に登録されております。今回、魚介類への残留基準値の設定の依頼があったということでございます。

次の 10 ページから、II として安全性に係る試験の概要となっております。

1 の動物体内運命試験、(1) ラットの①吸収では、10 ページの下の方、b にございますように、ラットでの吸収率は、低用量群では 82%、高用量群では 72%と推定されております。

12 ページに、④として排泄の項目がございます。こちらの a の尿及び糞中排泄では、表にございますように、投与後 168 時間で尿・糞中に 87% TAR 以上が排泄されているということでありまして。

14 ページから植物体内運命試験がございます。こちらの試験は、にんじん、らっかせい及びかんしょ、とうもろこし、からしなどで試験が実施されておりますが、可食部で 10% TRR を超えて検出された代謝物はございませんでした。

22 ページをお願いいたします。22 ページの半ばぐらいから、6. といたしまして作物等残留試験がございます。(1) の作物残留試験での最大残留値は、みつばでの 0.034 mg/kg ということでありまして。(2) 魚介類における最大推定残留値につきましては、0.454 mg/kg という推定がなされております。

24 ページから毒性試験の関係になっております。

27 ページをお願いいたします。10. といたしまして亜急性毒性試験がございます。こちらの(3) の試験、ラットでの 90 日間の試験でございますが、こちらでは無毒性量が 40 mg/kg 体重/日未満と設定できなかつたわけでございますが、(2) の試験では無毒性量が 2.5 mg/kg 体重/日と設定できているということでございます。

28 ページの下の方から、11. として慢性毒性試験及び発がん性試験がございます。(1) の 1 年間慢性毒性試験(イヌ)、こちらが ADI の設定根拠となった試験でございます、次のページ、29 ページになりますが、無毒性量は雌雄とも 2.4 mg/kg 体重/日と考えられております。

次の 30 ページに、(5) として 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)がございます。こちらでは腎臓に所見が認められ、雄の無毒性量は 30 mg/kg 体重未満と無毒性量が求められておりません。

これに関しまして、35 ページをお願いいたします。35 ページの半ばから下に、14. としてその他の試験で腎毒性試験(ラット)がございます。こちらの試験では、35 ページの一番下の方に記載がありますように、雄ラットの腎毒性の無毒性量は 10.1 mg/kg 体重/日と考えられておりまして、2 年間試験における無毒性量はこの値の近傍であると考えられております。

31 ページに戻っていただきたいのですが、31 ページにはマウスの慢性毒性/発がん性試験、そ

れから発がん性試験、二つの試験がございます。二つの試験ともマウスでは発がん性が認められていないということでございます。

32 ページから、12. として生殖発生毒性試験がございます。繁殖能に対する影響、それから次のページに移りますが、催奇形性は認められていないということでございます。

34 ページから、13. といたしまして遺伝毒性試験がございます。提出されました試験成績は陰性であったということであります。EFSA により一部陽性の試験成績があった旨の報告があったということでございますが、入手できた実データを詳細に評価した結果、このものに問題となるような遺伝毒性はないものと考えられております。

次の 35 ページから、14. その他の試験、先ほど御紹介した試験等がございます。まとめ的なものが 37 ページにございますが、37 ページの半ばから上のところに、腎臓等での腫瘍性病変に関する考察が記載されておりますが、結石の形成が原因である可能性が高いと評価されているものでございます。

38 ページから食品健康影響評価がございます。農産物、畜産物及び魚介類における暴露評価対象物質につきましては、親化合物のみと設定されております。

結論につきましては、廣瀬委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、表紙にありますように、来年の 1 月 6 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

はいどうぞ。

○村田委員 ちょっと細かいことで聞きたいんですけども。尿路系で腫瘍病変が見られたけれども、これは結石の形成が原因であるという可能性が高いということなので、それはよろしいんですけども、そのときの三リン酸結晶と書いてあるんですけども、この三リン酸というのは、リン酸カルシウムか何かのことなんですか。

○坂本評価課長 ちょっと確認をさせていただければと思います。

○村田委員 後で教えてくれれば結構です。ありがとうございます。

○小泉委員長 では、後でお答えいただきたいと思います。

ほかに何か御質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について」です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 2 に基づいて御説明をいたします。資料 2 は、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価②（バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランド）」というプリオン評価書でございます。

資料の 6 ページをお願いいたします。Ⅰ．背景に記載がございますように、本件は、食品安全委員会が自ら評価を行うことを決定いたしました案件で、我が国が輸入する BSE 非発生国の牛肉等に関する食品健康影響評価を行ったものでございます。

次の 7 ページにⅡ．評価対象及び情報の収集方法、それからⅢ．リスク評価手法という項目がございますが、これらにつきましては、既に 2010 年 2 月にオーストラリア等 8 カ国に関する評価結果を示しておりまして、既に評価結果があるものと同じということでございます。具体的な内容については、別添 1 といたしまして、この資料の 46 ページから別添 1 が添付されているところでございます。

Ⅳ．食品健康影響評価として、1 の各国の評価に記載がありますように、バヌアツ、アルゼンチン及びニュージーランドにつきまして評価結果を取りまとめたということでございます。

8 ページから国別の評価でございまして、まずバヌアツでございます。

①生体牛につきまして、a といたしまして侵入リスクがございます。回答書によりまして、BSE リスク国からの生体牛の輸入、それから肉骨粉の輸入、動物性油脂の輸入等の情報に関して整理し

ておりまして、10 ページに侵入リスクレベルの評価がございます。回答書に基づき評価を行った結果、侵入リスクは 1986 年以降、生体牛、肉骨粉ともに無視できると考えられ、全体の侵入リスクも無視できると考えられております。

その次の b の国内安定性では、飼料規制等について整理をいたしまして、11 ページの下の方に国内安定性の評価という項目がございます。1986 年～2002 年が「暴露・増幅する可能性が中程度」、2003 年～2007 年は「暴露・増幅する可能性が低い」と考えられております。

12 ページに、c としてサーベイランスによる検証等という項目がございます。行われたサーベイランスの過去の結果はすべて陰性ということでございますが、直近 7 年間のサーベイランス結果について、OIE で利用されているポイント制に基づき試算しましたところ、95%の信頼性で、成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしていないと推定されております。

次の 13 ページの半ばから、②食肉及び内臓という項目がございます。

まず、a の SRM 除去でございますが、こちらにつきましては SRM が除去されているということ、それからこの a の項目の最後のところ、13 ページの下の方でございますが、日本への輸出は、バヌアツ政府が許可した輸出施設からのみということでございます。

14 ページの半ばから、c としてその他がございまして、バヌアツでは機械的回収肉の製造は行われていないということ、それから 14 ページの下の方の d でございますが、食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい」と考えられております。

16 ページに③まとめがございます。結論的には、バヌアツでは国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられております。

18 ページから (2) アルゼンチンでございます。

まず、①生体牛の a. の侵入リスクにつきましては、回答でいただいた情報を整理してございまして、21 ページをお願いいたします。21 ページに侵入リスクのレベルの評価という項目がございまして、侵入リスクは、1986 年以降、生体牛、肉骨粉ともに無視できると考えられ、全体の侵入リスクも無視できると考えられております。

その下に b といたしまして国内安定性という項目がございます。こちらについては、23 ページをお願いします。そちらに国内安定性の評価がございまして、1986 年～1995 年は「暴露・増幅する可能性が中程度」、1996 年～2002 年は「暴露・増幅する可能性が低い」、2003 年～2007 年は「暴露・増幅する可能性が非常に低い」と考えられております。

24 ページの半ばから、c といたしましてサーベイランスによる検証等という項目がございます。記載は 25 ページになりますが、直近 7 年間のサーベイランス結果について試算しましたところ、95%の信頼性で成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準を満たしているという推定がなされております。

26 ページから、②食肉及び内臓の項目がございます。最初の a の SRM 除去については、こちらの項目の最後のところに、輸出に関して輸出先国の要求に対応することが法令で定められているということが確認されております。

次の 27 ページの一番下の方に、d といたしまして食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価という項目がございますが、リスク低減効果は「非常に大きい」と考えられております。

29 ページに、③まともがございます。アルゼンチンでは、国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい」と評価されたため、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられております。

31 ページから、(3) といたしましてニュージーランドでございます。

こちらについても、①生体牛について、a の侵入リスクで情報を整理いたしまして、33 ページをお願いいたします。33 ページに侵入リスクのレベルの評価という項目がございます。侵入リスクにつきましましては、1986 年以降、生体牛、肉骨粉ともに無視できると考えられまして、全体の侵入リスクも無視できると考えられております。

そして、その下から b として国内安定性がございます。こちらの評価につきましましては、35 ページになりますが、国内安定性の評価については、1986 年～2000 年は「暴露・増幅する可能性が高い」、2001 年～2006 年は「暴露・増幅する可能性が中程度」、2007 年は「暴露・増幅する可能性が低い」ということでございます。

36 ページから、c. サーベイランスによる検証等という項目がございます。記載は 37 ページになりますが、OIE で利用されているポイント制に基づく直近 7 年間のサーベイランス結果の試算については、95%の信頼性で、成牛群の有病率が 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしているという推定がなされております。

38 ページから、②食肉及び内臓という項目がございます。a の SRM 除去については、SRM は除去されているということございまして、こちらの最後の項目にありますように、日本に輸出している食肉業者は、ニュージーランド食品安全庁のリストに記載されることなどが必要ということでございます。

次の 39 ページに、d といたしまして食肉処理工程におけるリスク低減措置の評価という項目がございます。評価を行った結果、リスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と考えられております。

41 ページに③まとめという項目がございます。結論的には、ニュージーランドでは国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、また食肉処理工程におけるリスク低減効果は「非常に大きい～大きい」と評価されたため、ニュージーランドから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるということでございます。

43 ページから全体のその他として、機械的回収肉等のリスクについてという項目がございます。アルゼンチンとニュージーランドでは、機械的回収肉の製造が行われているということですが、アルゼンチンでは、家畜衛生条件で消化管、頭部（舌及び頬肉を除く）、せき髄、せき柱（骨、背根神経節等の構成成分）を除くことが定められているということ、ニュージーランドは、日本への輸出実績はないとされているということでございます。機械的回収肉等のリスクに関する考え方については以前の評価と同じでございます、それについては別添 2 として該当部分が後ろにございます。

この資料の一番最後のページをお願いいたします。右肩に「参考」とあるページでございますが、本件につきまして 11 月 11 日まで御意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はなかったということでございます。本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランドの 3 カ国から我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○小泉委員長 それでは、事務局は本結果を厚生労働大臣及び農林水産大臣に通知してください。

(3) 平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域（案）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域（案）について」です。

先日、調査・研究企画調整会議が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いします。

○廣瀬委員 去る 12 月 5 日に開催いたしました第 7 回調査・研究企画調整会議及び第 8 回研究運営部会におきまして、「平成 24 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域（案）」について審議を行い、取りまとめましたので、御報告いたします。

詳細については事務局から説明をお願いいたします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして御報告いたします。

まず、最後のページ、4 ページ目をごらんください。食品健康影響評価技術研究の概要でございます。

食品健康影響評価技術研究は、リスク評価ガイドライン・評価基準の策定等に資する研究事業として、研究領域設定型の競争的資金制度により実施され、新規課題を公募する際に食品安全委員会において研究の対象領域を決定しております。平成 24 年度研究の対象領域につきましては、廣瀬委員より御説明がありましたとおり、12 月 5 日に開催しました調査・研究企画調整会議において検討を行い、資料 3 のとおり研究の対象領域の案が策定されております。これらは平成 22 年 12 月 16 日開催の食品安全委員会第 360 回会合において決定した、今後おおむね 5 年間に食品安全委員会で推進が必要な調査・研究の目標を示した「食品の安全性の確保のための調査研究の推進の方向性」に基づき、平成 24 年度に食品安全委員会として必要な研究を絞り込んでいただいたものでございます。以下、ポイントを読み上げる形で報告させていただきたいと思っております。

なお、研究領域中のキーワードというのは、食品安全委員会として着目し、成果が必要な事項、分野を具体的に示したものでございます。

資料 3 の 1 ページをごらんください。まず、I. 化学物質関連分野でございます。

1 は、胎児期・発達期の暴露に関する研究です。キーワードは、中枢・末梢神経への影響、内分泌への影響、母乳移行性、血液脳関門移行性となりました。変更点といたしましては、平成 23 年度に研究課題として採択された生殖発生への影響、胎盤移行性がキーワードから削除されました。

2は、低用量暴露における量影響・量反応に関する研究です。平成24年度の領域として新たに採用されたものでございます。キーワードは、遺伝毒性発がん物質、閾値、低用量での量影響・量反応関係、低用量暴露の影響に係る試験法となりました。

次に、Ⅱ、生物学関連分野です。1は、薬剤耐性菌の特性解析に関する研究です。キーワードは、動物用医薬品、飼料添加物、薬剤耐性の獲得の機序、薬剤耐性菌の伝播、疫学調査、リスク評価モデルとなりました。平成23年度からの変更はございません。

2は、有害微生物等に関する研究です。キーワードは、ノロウイルス、E型肝炎ウイルス、ウイルスのヒトへの病原性に及ぼす物理化学的因子の影響、血清型・遺伝子型との関連におけるヒトへの病原性、動植物中の保有状況、原虫・寄生虫による食中毒、発症菌量と症状、フードチェーンにおける食中毒微生物の消長となりました。変更点といたしましては、23年度に研究課題として採択されたリステリア・モノサイトゲネスが削除され、新たにフードチェーンにおける食中毒微生物の消長が採用されました。

次に、Ⅲ、新しい評価手法の開発に関する分野でございます。

1は、遺伝子改変モデル動物等を用いた新しい評価に関する研究でございます。キーワードは、トランスジェニック動物、不確実係数（安全係数）、作用機序となりました。変更点としましては、平成23年度に研究課題として採択されたキメラ動物、遺伝毒性試験、発がん性試験が削除されました。

2は、ハイリスクグループにおける評価に関する研究でございます。平成24年度の領域として新たに採用されたものでございます。キーワードは、加齢、肥満、肝障害、腎障害、糖尿病、不確実係数等となりました。

最後に、Ⅳ、自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野でございます。

1は、自ら評価案件に係る研究です。キーワードは、加熱時に生じるアクリルアミドとなりました。23年度に研究課題として採択されたアルミニウム、ヒ素（アルセノシュガー、アルセノリピッド）は削除されました。

2は、緊急時対応に必要な研究です。平成23年度の研究課題として急性参照用量が採択されたことから、キーワードは削除されました。

3は、物理的有害要因に関する研究でございます。キーワードは、放射性物質です。

以上が「平成24年度食品健康影響評価技術研究の対象領域（案）」でございます。本日の食品安全委員会におきまして決定いただきましたならば、12月下旬から1月末日までの約1カ月の期間で、広く大学や研究機関を対象に研究課題の募集を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございましたらお願いします。
はいどうぞ。

○村田委員 それぞれに重要な研究課題だと思いますので、応募があると良いと思います。

ちょっと質問ですが、自らの評価の案件に係る研究ということで、今回は加熱時に生じるアクリルアミド、1件ですけれども、ほかのものは終わっているということと理解してよろしいのでしょうか、それともまだこれはいくつか残っている中からこれを選ばれたということなんでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 すべてが終わったとは言えないところではありますけれども、このアクリルアミドにつきましては、22年度の最終的な企画専門調査会において、23年度において実施すべき自ら評価案件として選定されたものなので、これから自ら評価をするに当たって調査研究がやはり必要であるという観点で選ばれたものでございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

ほかに何か御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、平成24年度食品健康影響評価技術研究の研究対象領域につきましては、案のとおり決定することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小泉委員長 それでは、平成24年度食品健康影響評価技術研究の研究の対象領域を案のとおり決定し、事務局は本対象領域に基づき、研究課題の公募等の手続をお願いいたします。

(4) 平成23年度食品安全確保総合調査対象課題(案)について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成23年度食品安全確保総合調査対象課題(案)について」です。

先日、調査・研究企画調整会議が開催されましたので、座長の廣瀬さんから報告をお願いいたします。

○**廣瀬委員** 去る 11 月 30 日に開催いたしました第 4 回調査選定部会及び 12 月 5 日に開催いたしました第 7 回調査・研究企画調整会議におきまして、平成 23 年度食品安全確保総合調査対象課題（案）について審議を行い、取りまとめましたので、御報告いたします。

詳細については事務局から説明をお願いいたします。

○**本郷情報・緊急時対応課長** それでは、資料 4 に基づきまして御説明いたします。

廣瀬委員から御説明がありましたように、11 月 30 日の調査選定部会において平成 23 年度食品安全確保総合調査の対象課題について 1 課題の選定を行い、12 月 5 日の調査・研究企画調整会議において研究課題との調整などが行われました。

まず、資料 4 の最後のページをごらんいただきたいと思います。平成 23 年度の食品安全確保総合調査の調査課題の一覧でございます。調査課題の 1 から 4 までは既に調査を行っており、調査課題の 5 から 7 については 11 月 10 日の食品安全委員会において決定いただき、現在、入札公告中でございます。今回は課題番号 8 の新たな 1 課題についての報告でございます。調査課題名は、健康食品等の安全性情報に関する調査でございます。

資料の 2 枚目、通しで 3 ページ目をごらんください。調査目的の 2 段落目にあるとおり、平成 23 年 11 月 21 日に開催された企画等専門調査会におきまして、平成 24 年度の自ら評価の案件候補の選定について議論したところ、いわゆる健康食品の素材として扱われている物質が自ら評価案件の候補として数多く提案され、健康食品に対する国民の関心の高さが改めて浮き彫りとなり、健康食品に関する情報提供の必要性についても言及されたところでございます。このため、健康食品について諸外国の安全性を評価する仕組みの詳細、評価結果等に基づき公表している安全情報を収集・整理するとともに、我が国の取り組みとの比較及び諸外国の仕組みの分析を行うというものでございます。

本日、資料 4 の課題の内容をお認めいただきましたならば、直ちに仕様書の決定及び入札の手続に着手し、請負業者の選定等、所要の手続をとり、迅速に調査を開始してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

1つ教えてください。ここに健康食品等という、「等」がついているのですが、その右側の説明の中には、「健康食品の素材として扱われる物質の評価案件の候補として数多く提案され」とは、要するに、健康食品そのものについて調査・研究するようにとれるのですが、課題の中には「等」が入っているので、その「等」がどういうものがあるのか、教えていただけますか。

○本郷情報・緊急時対応課長 具体的な商品を特定して調査するというのではなくて、健康食品に関連した諸外国の制度などを調査するのが主な目的でございますので、その際に食品として見る場合と、その食品に含まれている化学物質についても調査する場合がありますので、そういった観点から「等」が入ったと考えております。

○小泉委員長 素材そのものということですね。健康食品そのものと素材も入りますということで、「等」が入っているということととってよろしいんですね。分かりました。

ほかに何か御質問ございませんか。

それでは、平成 23 年度食品安全確保総合調査対象課題につきましては、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○小泉委員長 それでは、平成 23 年度食品安全確保総合調査対象課題を案のとおり決定いたします。

事務局は調査対象課題の入札公告等の手続をお願いいたします。

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 7 月、8 月分）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 7 月、8 月分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○北池勸告広報課長 それでは、お手元の資料5をお願いいたします。「食品安全モニターからの報告（平成23年7月分、8月分）」でございます。

報告件数でございますが、7月に18件、8月に16件でございます。内訳でございますが、下の表に載せてございますように、7月は腸管出血性大腸菌が6件、放射性物質が7件という状況でございます。8月につきましては放射性物質が3件、さらに食品安全委員会に関するものが4件というような状況でございます。

具体的には、その次のページを開けていただけますでしょうか。腸管出血性大腸菌に関するモニターからの意見でございます。内容的には全部で6件ございますけれども、基本的には「お年寄りあるいは子どもへの販売禁止、危険性を周知徹底するべきである」、あるいは「方向性を早期に示してほしい」、あるいは「罰則に伴う強制力を持たせてほしい」、「生の状態では食べることを禁止する方向で検討してほしい」というようなことが挙げられてございます。

それにつきまして、その次のページ、3ページでございますが、私どもの食品安全委員会からのコメントといたしまして、8月25日に厚生労働省に評価結果を通知いたしましたので、その評価結果の内容を次に載せてございます。

さらに、その下、「一方」からでございますけれども、この生食等に関する注意喚起を行っていくとともに、いろいろな意味での情報提供あるいは普及啓発を行っていますというコメントを入れてございます。

その次のページ、4ページでございますが、厚生労働省からのコメントでございます。これにつきましては、「食品衛生法に基づく新しい規格基準を設定して、10月1日に施行しました」ということです。さらに、現在、その規定の内容に触れるとともに、生食用レバーにつきましては、年内を目途に薬事・食品衛生審議会の部会で検討に着手しておりますということと、ホームページにおきまして分かりやすい情報提供に努めているということを載せてございます。

その次のページが、5ページでございますが、放射性物質の関係でございます。上から、牛肉に関する規制値を超えた事例が出たこともございまして、「牛の全頭検査を望む」という形のもの、あるいは「行政側がそういう測定装置等を設定して、事業者の自主検査体制を広めるべきだ」というものです。それから、「セシウムが検出された牛肉については徹底的に排除してほしい」、「牛肉については適切に管理すれば十分それに対応した食料生産は可能ということで、東北の畜産が一刻も早く立ち直ることを期待したい」、その下につきましては、「汚染食品に関するスピーディーな正直な公表が極めて大事」という御意見が出てございますし、さらに「リスク管理機関の見解は

統一してほしい」ということと、「過剰な報道による不安による風評被害が出ないように、関係省庁はもっと監視活動をお願いしたい」ということと、特に福島県の方から、「少しでもリスクの軽減を図っていききたいということで、リスクコミュニケーションの開催をお願いしたい」というような御意見をいただいております。

私ども食品安全委員会のコメントといたしまして、10月27日に報告書を取りまとめて厚生労働省に通知いたしましたということで、その評価書の内容を入れてございますし、その次のページ、7ページでございますけれども、現在、食品安全委員会としまして、Q&Aによるホームページの公表、それからビジュアル版でございますけれども、用語集のところに放射性物質に関する用語を追加してございますし、引き続きリスクコミュニケーションの推進に努めておりますということを入れさせていただきます。

厚生労働省につきましては、来年4月を目途に、一定の経過措置を設けた上で、年間1ミリシーベルトに引き下げる方向で現在検討を進めておりますとともに、情報提供に努めておりますということがコメントでございます。

農林水産省のほうでは、具体的に日付を入れて、3月19日に技術指導通知を出したけれども、十分伝わっていない面があったということで、今後そういう情報の通知に関しては分かりやすく丁寧な説明資料の作成に努めるとともに、いろんな媒体を通じて幅広く徹底したいということを書かれております。さらにその次のページでございますけれども、飼料に暫定許容値等を設けて指導しておりますというのが書かれてございます。

それから、その次としまして、食中毒に関するものが出てございます。

9ページのところにこんにやくゼリーの関係でございます。こんにやくゼリーにつきましては、消費者第一に考え、行政として真剣に取り組んでいただきたいというような御趣旨でございますが、食品安全委員会のコメントとしまして、平成20年5月から、具体的な対応を書いておりますが、こういうものを掲載するとともに、季刊誌あるいはチラシ等におきまして注意喚起を行っているという状況を書かせていただいております。

それから、その次のページに消費者庁の対応が書かれてございます。消費者庁のコメントとしましては、昨年の12月に報告書が取りまとめられて、消費者庁では、それに基づきまして製造・輸入業者、販売・流通業者に対しての改善要請を実施し、現在、その取り組み状況を調査し、今後も引き続き働きかけていきたいあるいは注意喚起を行っていききたいということでございます。

それから、その次は微生物の関係で、サルモネラ菌の中毒の防止として、検査の義務付け等が意見として出てございます。コメントといたしまして、食品安全委員会のホームページにおきまして、

食中毒に関する幅広い情報を掲載しておりますとともに、技術研究課題として行った調査結果に基づきまして、11 ページの上でございますけれども、サルモネラの汚染率につきまして数字を記載させていただいています。厚生労働省からは、生産・流通・販売あるいは家庭内での管理が適切に行われるべきということで、そういう普及啓発を行っているとともに、一番下の農林水産省におきましては、鶏卵のサルモネラ総合対策指針を策定し、生産時を含めました注意事項を定めて、普及徹底を図っていると。特に、宮崎等の発見後は、さらに注意喚起を行ったというところがございます。

それから、それ以外としまして、12 ページに米国のトレーサビリティとか輸入食品あるいは食品添加物等につきまして意見をいただいております。

それから、その次の 14 ページ、リスクコミュニケーションに関する意見を 6 例いただいております。一番上は季刊誌の関係で、これにつきましては評価は高いです。その下が意見交換会の関係でございますけれども、より密度の高い情報意見交換のコミュニティが必要、それから、消費者にとって安全か否かの判断に困っているということで、食品安全委員会として分かりやすい情報発信をお願いをしたいということです。それから、市民との議論を通してより実りの多い情報提供の仕組みを構築していくべきだろうということで、具体的にそういうリスクコミュニケーションに参加した方の御意見としまして、「出席者との間のコミュニケーション不足を感じる」、「もっと積極的な対応ができないのか」ということと、リスクコミュニケーションにつきましては、「店頭ポスター、インターネット以外の情報提供も重視して、自治体との協調で行っていくべきではないか」というような御意見をいただいております。

食品安全委員会のコメントとしまして、15 ページの上に、現在取り組んでおりますリスクコミュニケーションの方法としまして、従来の方法にさらに加えて、グループディスカッションを取り入れる、あるいは質問しやすい雰囲気による実施というような形で、新たな意見交換を行うとともに、ホームページ、メルマガ等、意見交換の具体的な手法について記載させていただいています。消費者庁のほうからも同様に、そういうリスクコミュニケーションを推進していきたいというようなコメントが出ています。

それから、最後のところでございますが、食品表示の関係でございます。「食べ物の窒息事故を防ぐということで、何歳から何歳までというのを食べ物に目安にして書いてはどうか」「賞味期限の見直しによって廃棄される食品が少なくなることを期待しております」とか、最後の問いでは、表示につきましては、「項目が多くなり過ぎて肝心の表示内容が分かりにくくなっていて、そういうところについては適切にしていきたい」というものが来ております。

私どもとしましては、食べ物の窒息事故に関しましては、9ページの下と同様に、注意喚起を行っておりますというコメントを載せておりますし、消費者庁のほうからは、昨年9月から食品の期限表示制度の改善のための措置につきまして、取りまとめを行って公表したと。その具体的な内容につきまして、違いの明確化等を記載してございます。

最後のページに、さらに現在表示に関しましては一元化のための検討会を行っているということで、その中で分かりやすい食品表示のあり方につきまして検討を行っているというコメントをいただいています。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問ございませんでしょうか。

○村田委員 たくさん御意見があって、それぞれに重要な問題だと思いますが、例えばこの放射線の問題、とても国民の方々も関心が高く、それぞれに不安等を持っておられるんでしょうけれども、例えば食品安全委員会では食品健康影響評価をしたことは、これはこれでとてもいいと思えますけれども、例えば厚生労働省だと最近、0.1ミリシーベルトぐらいでしたか、多く見積もってもそれぐらいしか食べ物からは来ないという話もありますし、それからまた逆に、農林水産省からすれば、食料供給の観点からこれぐらいは大丈夫だろうとか、そういういろいろな情報が多分あると思うので、全体的にそういう情報を国民が理解できてコミュニケーションができるといいと思うんですけども、なかなかこの辺のところは難しいとは思いますが。ここは食品の安全評価を行うというような、そういう役割分担ですけれども、全体的に何かリスクコミュニケーションができるのかと考えるんですけどもいかがですか。

○北池勸告広報課長 放射線の関係のリスクコミュニケーションとしまして、食品安全委員会だけではなくて厚生労働省、農林水産省はちょっとまだ検討中ですが、そういう関係省庁が集まった形でのリスクコミュニケーションを1月頃から行っていく方向で今検討してございます。そういう意味で、今の御指摘のような形に近い形かと思っておりますし、意見交換に入られる方も望ましいと思っておりますので、そういうことは今後も努めていきたいと思っております。

○村田委員 ぜひよろしく願いいたします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

最近、0.1 ミリシーベルトというおおよその曝露量というのが分かったようですが、今後はそういったものはまたモニタリング報告の中で追加で情報提供するということになるのでしょうか。

○北池勸告広報課長 多分、今後定期的にこれは報告をさせていただきますので、その報告の中では、今おっしゃられた0.1ということについても盛り込むように、厚生労働省といろいろ相談して調整したいと思っております。

○小泉委員長 ありがとうございます。これは読む人から見ると、とても重要なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御質問ございませんか。よろしいですか。

(6) その他

○小泉委員長 ほかに議事ございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週12月15日木曜日、14時からの開催を予定しております。

また、本日16時から「器具・容器包装専門調査会」が公開で、来週12月16日金曜日、14時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、14日水曜日、15時から「新開発食品専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第411回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。